

2012年7月13日
鳥飼総合法律事務所

鳥飼総合法律事務所が医療機関向け会員制簡易法律相談サービス「病院ほっとライン」を開始

鳥飼総合法律事務所(東京都千代田区、代表弁護士:鳥飼重和)は、医療機関向け会員制簡易法律相談サービス「病院ほっとライン」を、2012年9月1日(予定)より開始することとなりましたので、お知らせいたします。

事業承継から医療訴訟、不正請求、院内でのセクハラ・パワハラなどの様々な法律問題に対する相談を気軽にできる窓口を設けることで、課題の初期段階での解決を図り、病院経営全般に対する悪影響を最低限に止めることを目指します。

法律相談サービスは病院経営者だけでなく、病医院に勤務する全ての方々を対象とします。これにより、現場が抱える諸問題も浮き彫りになり、これを解決して行くことが労働環境の改善につながるため、結果として医療の質の向上につながると考えております。

●「病院ほっとライン」の概要

1. 対象

病医院をはじめとする医療機関の経営者及び全ての従業員を対象として、サービスを提供いたします。

2. 内容

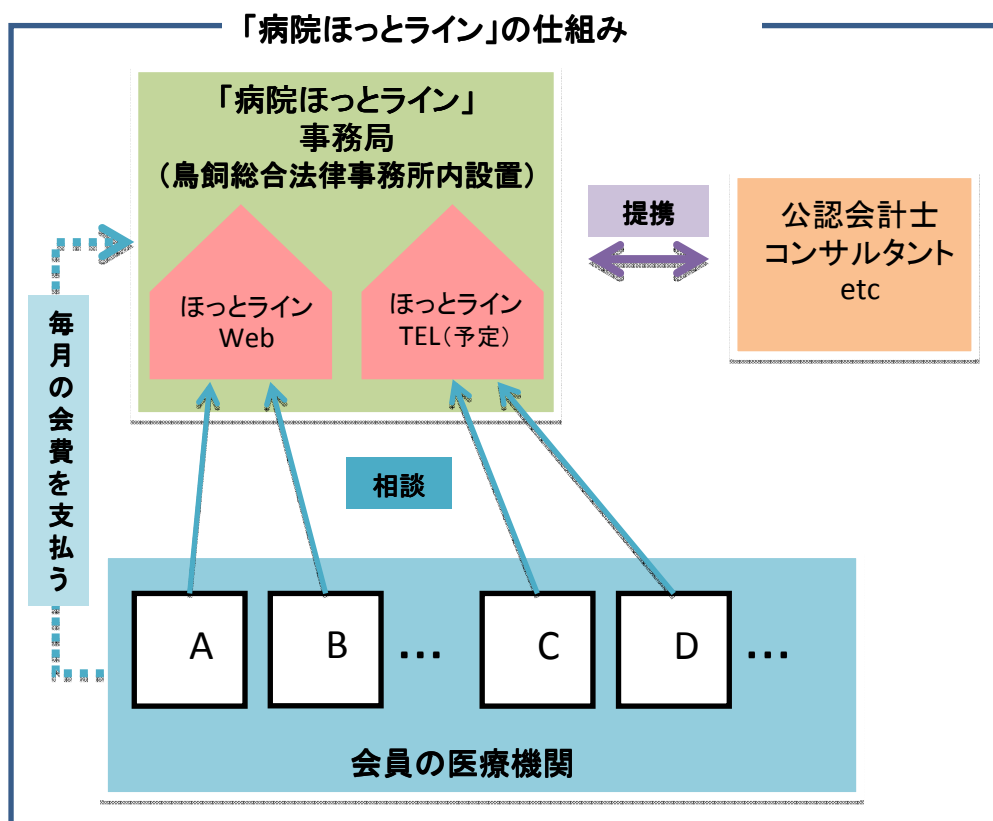
会員制とし、毎月定額の会費をお支払いいただくことで、簡易法律相談を受け付けます。

最初の相談はWebを使用して行いますが、段階的に電話相談窓口も開設する予定です。最初の相談内容により、電話もしくは対面での相談に移行します。

また、相談内容によっては提携先の公認会計士、医療コンサルタントなどの専門家と連携し、最適な対応をいたします。

3. 会員の種類と会費

サービス内容と月会費の額に応じて、①シルバー会員、②ゴールド会員、③プラチナ会員を設けます。会費は月額5万円からを予定しています。これにより、病医院のニーズに合わせ無理のないご負担で、サービスを受けていただけると考えております。



●「鳥飼総合法律事務所」概要

代表者は弁護士鳥飼重和(第二東京弁護士会)。平成6年4月設立。所属弁護士44名(うち、公認会計士資格を有する者2名)、税理士3名。

企業法務と税務訴訟を主要業務としてスタートし、現在では医療法人、公益法人も主要業務に加え、またエンタテインメント分野における知的財産権の問題についても積極的に取り組んでいる数少ない総合法律事務所として活動しています。

お問い合わせ先

鳥飼総合法律事務所
「病院ほっとライン」事務局 担当:佐藤、岩崎
Tel. 03-6684-6361 Fax. 03-6689-1501

【鳥飼総合法律事務所】

〒101-0052
東京都千代田区神田小川町1丁目3番1号 NBF小川町ビルディング6階
Tel. 03-3293-8817(代) Fax. 03-3293-8818(代)
<http://www.torikai.gr.jp/>